



## ミュンヘン便り ～ミュンヘン夏模様～

7月中旬、ミュンヘン市役所にある外国人局に行った帰りに、オクトーバーフェストの会場を通りました。外国人局はオクトーバーフェストの会場から文字通り目と鼻の先の距離。そしてほぼ16年ミュンヘンに住んでいるにも関わらず、初めての光景を目にしました。組立中のオクトーバーフェストのZelt(テント)です。オクトーバーフェストでは、各ビール会社のテントが立ち並び、その中で1L入りのビールのジョッキを握りしめた老若男女がベンチの上に立ち上がって飲み踊ります。テントと言っても、体育館ほどの大きさがあり、2階建てで、ちゃんと水洗のお手洗いもありますので、組み立てては撤去する作業をよく毎年繰り返せるものだと感心します。写真では、Schützenbräuというビール会社の組み立て中のテントのてっぺんにテント名「Schützenfestzelt」の冒頭「Schü」を

後ろ部分「tzenfestzelt」の前にくっつける作業の「before & after」です。ちゃんとくっつきましたね。その後方には、同じく組立中のPaulanerのテントが見えます。周りで見物している人々との対比で、テントの大きさをおおよそお伝えできていますでしょうか？なかなか見れない良いものを見れた、とホクホク気分です。事務所に戻りました。

その翌週は弊所のサマーランチパーティ。もともとドイツでは12月にWeihnachtsfeier(クリスマス会)をするのが一般的です。弊所も当初はその慣習に倣っていたのですが、冬に満室のレストランの密閉室内でクリスマス会をするのは感染症の予防によろしくないと考え、コロナの時期にクリスマス会の開催を夏にずらしました。夏ですと、天気が許す限り外のテラス席に座るのがドイツでは一般



的ですが、事務所のすぐそばの教会の隣にあるレストランに手配を頼んだところ、教会の広場のど真ん中に弊所のための席をあつらえてくれました。青空天井の下、テント（これは通常のテントです）のおかげで我々のテーブルは心地よい日陰の中。広場の真ん中のゆったり空間の居心地の良さは、クリスマス前の満杯のレストランの比ではありません。教会とその周りの大きな木々に囲まれ、時折ふわりと吹き抜ける風と共に、我々は存分に食事とおしゃべりを楽しみました。あまりの心地よさにすっかり味を占めた我々は、それ以来サマーランチパーティを開催することにしました。天候に左右される弱点はありますが、今のところ幸いにも毎回快晴に恵まれています。ご参考までに今年のメニューをご紹介しますましょう。

前 菜：アンダルス風ガスパチョ、又は、サラダ

主 菜：トマトとオリーブをまぶした鯛のグリル、野菜のクスクス添え、豚ひれのステーキ、マスタードソース、ルッコラとモッツァレラチーズのリゾット添え、又は牛肉のステーキ、ハーブバター、ラタトゥーユと焼いたジャガイモ添え

デザート：フレッシュチーズとライムのクリーム、イチゴ添え、又は本日のケーキ（複数の中から選択可）

今年は例年に増して美味しく感じ、参加者からも大変ご好評いただきました。8月になると多くのメンバーが休暇を取るなので、皆がそろって参加できる日がほとんどなくなります。今年は早めに7月に開催したことは正解でした。来年もそうしよう。

8月のバケーションシーズンが終わると、あっという間に9月、そしてオクトーバーフェストです。コロナ以前は日本の当事者を含む口頭審理の日程がオクトーバーフェストの開催期間に調整されていたことが多々あった印象があります。あれは口頭審理のためにはるばる日本から来られた方がオクトーバーフェストに参加できるようにというEPOの（料な？）計らいだったのかも。筆者も何回かお客様をオクトーバーフェスト会場にご案内したことがあります。今は少なくとも第一審の口頭審理は基本的にオンラインでの開催になったので、幸か不幸か口頭審理に参加するついでにオクトーバーフェストにも参加する、という機会がなくなってしまったのはちょっと残念ですね。

地元ミュンヘン市民は、オクトーバーフェストをWiesn（注：Wiesenではありません）と呼びます。ちなみに今年のオクトーバーフェストは2023年9月16日から10月3日まで。よろしければご出張でもご旅行でも構いませんのでぜひご参加ください。Wir sehen uns auf der Wiesn（Wiesnでお会いしましょう）！

#### 筆者紹介



#### 稲積 朋子（いなづみ ともこ）

日本弁理士・欧州特許弁理士・ドイツ弁理士。現在GIP Europe所属。

1997年、新樹グローバル・アイビー特許業務法人入所し、主に国内外の出願及び権利化業務を担当。2007年11月より、ミュンヘンの現地提携事

務所に駐在。2009年1月、GIP Europe設立。日本企業・ヨーロッパ企業からの特許出願業務・中間処理業務・異議申立・鑑定・特許無効化の手続・侵害品ウォッチング・契約書作成・係争案件などを扱う。

趣味は、山登り、ぼーっとすること、寝ること、健康づくりに励むこと。